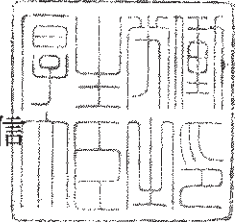




厚生労働省発生食 1002 第 1 号  
平成 30 年 10 月 2 日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 加藤 勝 信



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、同法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品の部D 各条の項の清涼飲料水 1 の(2)の 3. a の②に規定するヒ素の試験法の「b. 試薬・試液」の欄にヒ素標準原液及びヒ素標準液の調製法を追加すること。

